

(令和7年4月作成)

産前産後の育児・家事をサポートします 新宿区産前産後支援事業



支援の概要

出産前後において、妊産婦特有のニーズに応えたサポートを行う産後ドゥーラ(※3)も利用できます。

対象児童の年齢区分 ※1	利用登録申請 ※2	利用期間 (利用登録決定日から) ※3	利用上限時間		
			第1子みの家庭 兄弟無し	多子家庭 兄弟有り	多胎児家庭 双子 ※4
産前 ∪ 1歳未満	必要	1歳誕生日の前日まで	40時間	兄弟が3歳未満※1 55時間	75時間
1歳 ∪ 2歳未満	必要	2歳誕生日の前日まで		兄弟が3歳以上※1 40時間	
2歳 ∪ 3歳未満	必要	3歳誕生日の前日まで		兄弟が4歳未満※1 20時間	60時間
				兄弟が4歳未満※1 20時間	

※1 対象児童(世帯における最年少児童または多胎児)の誕生日または出生予定日を基準

※2 年齢区分ごとに申請が必要になります。

※3 産後ドゥーラの利用は、産前から生後5か月未満までです。

※4 多胎三つ子以上は、児童一人あたり30時間を追加します。

利用対象者	<新宿区に住民登録がある方で次のいずれかに該当する方> ・妊婦の方 ・1歳未満の児童と同居して養育されている方 ・3歳未満の児童と4歳未満の兄弟と同居して養育されている多子家庭の方 ・3歳未満の多胎児(双子や三つ子以上)と同居して養育されている方
支援時間	・月曜日～日曜日(祝日含む) ※ただし、12月29日～1月3日を除く ・午前9時～午後8時 ・1日1回で、1回の利用時間は2時間、3時間、4時間からお選びください。
支援内容	育児及び家事に関する支援 *詳しい内容は区ホームページをご覧ください。
利用料金	・1時間あたり1,000円(ヘルパー)または1,500円(産後ドゥーラ) ・減免制度あり
キャンセルについて	・キャンセルの際は、お早めに直接事業者へご連絡ください。 ・キャンセル料が発生する場合がありますので、裏面をご確認ください。

事前の利用登録申請が必要です!
(年齢区分に応じて)

★より詳しい内容は右記
二次元コード(区ホームページ)
からご確認ください。



利用の流れ

①利用登録申請

窓口（子ども総合センター、信濃町・榎町・中落合・北新宿子ども家庭支援センター）・郵送・電子のいずれかにて利用登録申請をしてください。

電子申請は
こちらから→



②利用決定・利用登録番号の付与

申請内容を確認後、区から決定通知書（利用登録番号、利用上限時間、利用期限、利用料記載）を郵送します。決定通知書お届けまで**概ね2週間ほど**かかります。

③利用予約

区ホームページに記載の事業者を選び、ご自身が直接連絡のうえ、利用予約をしてください。利用予約時に、利用登録番号が必要となります。

④サービス利用開始

利用上限時間は、利用者の自己管理となります。利用時間カウント表をご利用ください。ヘルパー派遣時に利用時間カウント表にヘルパーさんが署名（サイン）します。

⑤利用料金の支払い

事業者指定の支払い方法にて、利用料をお支払いください。

支援内容

※支援の詳細や注意事項等は、区ホームページをご確認ください。

- ◎育児支援・・・ 沐浴、授乳、食事、お子さまのお世話、兄弟の養育、同行援助、見守り、育児相談
- ◎家事支援・・・ 炊事、洗濯、掃除、買い物 など

ご利用時の注意事項

ご利用できないとき	<ul style="list-style-type: none">●お子さまやご家族、同居する方に、感染症、またはその疑いがあるときにはご利用できません。ただし、微熱等の発熱がある場合には直接事業者へご相談ください。●利用料やキャンセル料の未払いがある時はご利用できません。
キャンセル・キャンセル料	<ul style="list-style-type: none">●キャンセルの際にはお早めに直接事業者へご連絡ください。●利用予定日の前日営業日の午後5時以降にキャンセルした場合、1時間分の利用料がキャンセル料として発生します。キャンセル料は事業者に直接お支払いください。
残時間の管理	<ul style="list-style-type: none">●決定通知書に記載の利用上限時間数を確認し、利用者自身で利用時間と残時間を管理してください。●残時間は「利用時間カウント表」をご活用ください。●利用上限時間を超えて支援を利用した場合には、事業者の設定している利用料をお支払いいただくことになります。

お問い合わせ先

新宿区立子ども総合センター 子育て支援係 産前産後支援担当

住所：〒160-0022 新宿区新宿7-3-29

電話：03-3232-0695（直通）

FAX：03-3232-0666